■　第３回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会【確定版】

〇日時：平成 25 年８月 22 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、片桐委員、金子委員、川崎委員、熊倉委員、小泉委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、正道委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長谷川(イ)委員、長谷川(美)委員、保坂委員、桝屋委員、松永委員　計 19 名

・関係課：広聴相談課長、こころの健康センターこころの精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、都市計画課長、住環境政策課長補佐、土木総務課計画係長、中央区健康福祉課長補佐、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事、教育委員会学校支援課特別支援教育班指導主事　計９名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：11 名（うち報道１名）

１．開会

（司　会）

皆様、こんばんは。時間より早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまより、第３回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日はお忙しい中、検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進行役の障がい福祉課・山田です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のためテープ録音をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、本日の会議の配付資料を確認させていただきます。はじめに、机上配付させていただきましたが、「本日の次第」、「条例検討会委員名簿」、次が「座席表」になります。それから、【資料５】としまして、Ａ３判でかなりありますけれども、「差別事例分析表」です。それから、【資料６】「事例分析における意見提出表」、【資料７】が「高齢者等あ

んしん見守り活動事業について」、【資料８】が「障がい者手帳の更新について」、【資料９】が「平成 25 年度第１回「障害者施策審議会」発言予定」という紙があります。それから、参考資料が１から５とありまして、「障がいを理由として生きづらさ・差別等の募集事例」ということで、分野別になっております。１が労働分野、２が教育分野、３が建物・公共交通分野、４が住宅分野、５がその他となっております。

また、事前にお送りしました資料としまして、「当日の検討会で議論いただきたいポイント」という紙が１枚あります。それから、【資料１】「第２回条例検討会までのまとめについて」、【資料２】が「基本条例検討会の今後の進め方について」、【資料３】が「中間取りまとめのイメージ」というものです。それから【資料４】「ワーキンググループによる事例分析について」。

かなり多くなっておりますが、お手元にございますでしょうか。

２．報告事項

（司　会）

続きまして、報告事項ということで、何点かご報告させていただきます。まず、１点目ですが、第３回検討会の議事の変更についてです。こちらにつきましては、開催案内を送らせていただいた際にお知らせをいたしましたけれども、第２回検討会での検討内容を踏まえまして、当初お示ししました事例分析から次第にあるとおり変更させていただきました。したがいまして、本日は、今後の進め方やスケジュールについて、もう一度ご意見を頂きたいと考えております。

次に、２点目ですが、【資料７】をごらんください。こちら、「高齢者等あんしん見守り活動事業について」というものになります。これは、前回の検討会の中で、「高齢者の見守りはありますけれども、障がい者が対象になっていないと。ぜひ、障がい者も対象にしてほしい。」というご発言がありましたので、事務局のほうで確認をしまして、実は、この事業の中には障がい者が含まれているということで、事業内容、四角で囲ってありますが、対象者は高齢者をはじめ、障がい者や子どもなど、地域の中で支援が必要と思われる方（以下「高齢者等」という）ということで、事業の中に入っております。

次に、３点目です。【資料８】をごらんください。こちらにつきましても、前回の検討会で「障がい者手帳の更新について」ということでご発言がいくつか出ましたけれども、これは障がい者手帳の制度について簡単にまとめたものになります。まず、身体障害者手帳につきましては、原則更新はございません。あと、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳につきま

しては、２年ごとに更新ということになっております。療育手帳は市の要綱で、精神障害者保健福祉手帳については、国の法律で２年と定められております。ただし、療育手帳につきましては、状態が安定していますと２年を超えた更新期限としている例も多くございます。

次に、４点目です。【資料９】をごらんください。こちらは、市の附属機関であります障がい者施策審議会の委員であります塚野委員から出された、条例検討会に対する意見というものがあります。ご本人から希望がありまして、ぜひ、配付していただきたいということでしたので、参考としてごらんいただければと思っております。

以上で、報告事項を終わらせていただきます。

次に、本日の委員の出席状況ですけれども、委員 20 名の内、長澤座長が欠席ということで連絡をいただいております。

それでは、議事に移らせていただきます。議事につきましては熊倉副座長にお願いいたします。よろしくお願いします。

３．議事

（１）第２回条例検討会までのまとめについて

（熊倉副座長）

皆様、こんばんは。今、ご案内のとおり長澤座長が本日は欠席ということになりまして、代わりまして、副座長ですが本日の進行を担当することになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。はじめに、議事の「（１）第２回条例検討会までのまとめについて」であります。事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

皆様、【資料１】をごらんください。前回の第２回までに条例に盛り込むべき事項のヒントとなるようなご発言や検討会の進め方などについて、大変よいご意見を多数頂いておりますので、今後の検討に進む前に、２回目までのまとめを確認させていただきたいと思います。

１ページ目は確認事項でございまして、資料のとおりでございます。

裏面の２ページからですが、主な委員の発言要旨を２ページ以降からまとめております。いくつかの分類をしておりますが、まず、「１．検討会の進め方・事例分析における留意点」についてです。④のところで「他都市の条例がどういった定めになっているかが議論の参考になる」というご意見ですとか、⑤で「それぞれの自治体の条例で解決できているかいないかという観点で議論していく方法もある」というご意見も頂いております。また、⑦で

は、「各障がいの特性・特徴について情報共有が図られて、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか」というご意見もありました。⑧では、「それぞれの障がい特性を理解し合うために何が必要なのか、もう少し議論しなければならない」というようなご意見を頂いております。

続きまして、「２．条例に盛り込むべき解決方法」のところですが、「（１）相談・紛争解決機関」に関する発言としましては、３ページまでまたがりますが、①から⑤の中で、「相談という部分が非常に重要である」ですとか、「その方の困り感は何なのか、きちんと聞かないと解決策は出てこない」、また「、困り感を持ったり差別だと感じた場合に、しっかり意思表示できる仕組みが必要」などのご意見がありました。これらのご意見の解決方法として考えられる事項としましては、「相談調整機関」・「紛争解決の仕組み」を作るということが考えられます。

次に、３ページ目の（２）でございます。「啓発・研修等」に関する発言要旨としましては、「障がい特性、特徴を理解することによって援助、支援の輪が広がるのではないか」ということですとか、「小さいころからの教育の中で理解を促すことが必要である」、また、「心のバリアフリー化が必要」などのご意見がありまして、これらの解決方法としては、「障がい特性や特徴について理解を促す啓発活動や研修・教育の実施」ということが考えられます。

次に、「（３）情報提供」に関する発言要旨としましては、「情報がないと疎外感を感じ、差別につながる」ですとか、「各種サービスの提供料など、必要な情報をきちんと市民に行き渡るようにすることが必要だ」などのご意見がありまして、解決方法としましては、「障がい者に対して必要な情報をきちんと提供されるようにする」ということが考えられます。

４ページ、「その他」でございます。ここでは、「代理投票などの場合におけるプライバシーの保護」などについてのご意見がありました。また、大きな「３．その他」では、「条例施行後に市民の皆さんへの周知のためのマニュアルや指針などが必要なのではないか」とか、「条例施行がゴールではなく、いかに共生社会を作っていくかということが重要」だとか、この検討会を進めていくうえでの心構えなどについてのご発言をいただきました。

以上のように、事務局側で第２回までのまとめを【資料１】とさせていただきました。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局から、第２回条例検討会までのまとめについて説明がありました。注意深く丹念に拾っていただいたように思います。第２回までの検討内容を整理したものとして、ここで確認していただいて、こういうところだったのかなということかどうか、その辺の率

直なご意見を頂きたいと思います。ご意見はございませんでしょうか。

（伊東委員）

質問の内容と合うか分からないのですけれども、前回の会議のときにとても印象深かったのが、障がいをお持ちの皆さんが障がい者手帳のことについて、ものすごくお話をされていたのが印象に残りました。障がいをお持ちの方にとって手帳がどれだけ大事かということが分かったのです。それは国の管轄なのかなとは思うのですけれども、そういったものも市として上乗せして何かできるのではないかとも思います。そのことも時間を取っていただいて話し合いができるといいかなと思いました。

（熊倉副座長）

障がいを持った人にとって手帳が大きな関心を持って大事だということが分かったと。そのうえで、法律その他のことはそれとして、市として上乗せできるのではないかというお話です。

（伊東委員）

その根拠としては、市のほうで子どもの医療費の助成をしています。それは新潟県内でまちまちなわけです。それぞれ市によって上乗せがなされているわけですから、障がい者手帳についても同じようにできないのかと思って、今、発言いたしました。

（熊倉副座長）

子どもの医療費助成の取り扱いなどを参考にしてというご趣旨だと思います。もし、また別の機会、あるいはご説明があればお願いしたいと思います。改めてでよろしいでしょうか。

（事務局）

手帳はこの範囲というように決まっていますので、それ以上出せるかどうかということはまた別途検討していきたいと思います。手帳を基に、例えば、ＪＲの割引ですとかそういう制度を各企業から協力いただいている部分はあります。ただ、手帳はなくても、障がい児の補聴器ですとか、そういう必要な部分については制度化していくということは可能だと思います。また、それを別途、別のところで議論させていただければと思います。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。趣旨を踏まえた姿勢が表れた発言だと思いますので、また別の機会でお話しいただけるとありがたいと、ここではしておきたいと思います。

その他、ここのところでご意見はございませんか。

この後の議事で関係するところがあるようなので、まとめていただいた【資料１】はまた振り返って参考にする場面があると思います。そのような形で、この資料の活用をお願いしたいと思います。

（２）条例検討会の今後の進め方について

（３）ワーキンググループによる事例分析について

（熊倉副座長）

議事の（２）に進んでよろしいでしょうか。「（２）条例検討会の今後の進め方について」、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

【資料２】をごらんください。前回の第２回までの議論を踏まえ、今後の進め方について、事務局から３点提案をさせていただきます。まず、「１　委員からいただきたい意見や論点の明確化」といたしまして、「今後、事前送付資料と併せて当日に議論いただきたいポイントや達成したい目標についてお示ししまして、論点がはっきり分かるようにしたい」と思っております。具体的には、今回、事前送付しました資料の中に、試みとしまして、別添の「当日の検討会で議論いただきたいポイント」というものを同封させていただきました。これがそれに当たるものでございます。

次に、「２　スケジュールの変更」です。先ほど【資料１】でもありましたが、「それぞれの障がい特性・特徴について理解して、初めて議論のスタートラインに立てるのではないか」といったご意見を多数頂きましたので、次回の第４回目は各障がいの特性・特徴の理解を深める機会を設けられないかと考えております。具体的には、この検討会にも各障がい別に七つの団体の方から委員になっていただいておりますので、委員の方若しくはその関係者の方からそれぞれの障がい特性・特徴や生きづらさ、その特徴などから差別につながりやすい事項などについてお話しいただく機会を設けたいということでございます。もし、これでよろしいということになれば、七つの団体の方には、ご用意いただきたい資料など、改めてご依頼ご相談させていただきたいと考えております。

次に、「３　ワーキンググループによる検討作業」でございます。事例分析を進めて条例に盛り込むべき事項を決めていく作業に当たりまして、掘り下げた検討、より集中的な検討を頂けるよう、20 人の委員の方を、５人ずつ四つのグループに分けて検討作業を行うという提案でございます。本日配付しました【資料５】を基に検討いただきたいと考えております。詳細は、ご了解いただいた後、議題３で細かいところを説明させていただければと思っております。

以上、３点が提案ですが、１枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。この右側が変更後のスケジュールの見込みというか予定でございます。繰り返しになりますが、第

４回の９月では「各障がい種別の特性について」という、理解を深める回とし、その後、「ワーキング作業」を２回予定しました。なお、グループによって１回で終了したというところがあれば 11 月の２回目のワーキングはお休みということにしたいと思います。７回目の 12 月のところで「各ワーキングの報告と確認」を行うというスケジュールになっております。当初お示ししましたスケジュール案から回数が増えるということで、ご迷惑をおかけいたしますが、このように変更させていただければと考えております。そして、第８回、第９回では「中間取りまとめ（案）について」ご議論いただきたいと考えております。

ここで、【資料３】をごらんください。【資料３】は、まだ全くできていないわけなのですけれども、「中間取りまとめのイメージ」です。皆さんにこれから議論していただく中で、このようなイメージで、目次になるということをイメージしていただければということで、作りました。裏面をごらんいただきたいと思います。裏面が目次になっております。この目次の中で大事なのは、第３章の条例に盛り込むべき事項という部分が重要になってくるわけですが、ワーキンググループでご検討いただきたい内容は、線で四角囲みになっております「（７）共生社会実現に向けた仕組み」でございます。この部分が新潟市独自の仕組みや取り組みとなる部分として、条例に定めたいという部分になってきます。繰り返しになりますが、この四角囲みの部分を埋めるというような観点でワーキンググループを開催していただければと思っております。

そして、第３章の（１）から（６）まで、条例の目指す社会ですとか定義というものがありますが、これらについても重要でございますが、第８回、第９回の中間取りまとめ（案）についての中で、具体的に事務局のほうで例示を出して検討いただければと考えております。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。

議論のポイントが三つあります。今回、ご意見を頂きたいのは、まず、「検討会のスケジュールを見直して、障がいごとの特性について理解を深める機会を設けることに賛同いただけるかどうか」ということが、一つ。

二つ目は「事例分析について、20 人を５人ずつのワーキングに分けて、そういった形式で行うことに賛同いただけるかどうか」、また、「他の検討方法があるかどうか」ということが、二つ目です。

三つ目は、「事例分析の後に検討する中間取りまとめについて、イメージとしてこのような目次を考えている」というお話がございました。「まとめる内容の項目として適当か、あるいは追加する項目があるか」といった点が、三つ目のポイントでございます。

それでは、まず一つ目、障がいごとの特性について理解を深める機会を設けることについ

て、ご意見はありませんでしょうか。

前回取りまとめてもらった記録からもそういう意見が多数あって、早速その方向でスケジュールを調整していただいたということでございます。皆さん、特にご異存なくということで受け止めてよろしゅうございますか。

それでは、第４回は障がい特性について理解を深める回といたします。よろしくお願いいたします。

次に、事例分析を少人数のワーキング形式で行うこと。また、他の効果的な方法があるかについて、何かご意見はありませんでしょうか。

（松永委員）

松永です。

事例分析、分けてやることには賛成なのですけれども、そのグループに入っていないところに対しても意見を述べる機会というのでしょうか、その機会があるわけですよね。そうしないと、いろいろなところ、視覚障がいの立場で言うといろいろな部分に関わりがあるような気がしますので、その辺はいかがでしょうか。

（熊倉副座長）

事務局、ご説明があれば加えていただきたいと思います。

（事務局）

順番が逆転して申し訳ございません。皆さんからご意見を頂く場は設けたいと考えております。

後でご説明させていただきますが、ワーキンググループに入る前に、【資料６】の「事例分析における意見提出表」というものを９月中に出していただいて、それをまた落とし込んで、皆さんからいただいた全体の意見をワーキングで話していただくというような形を取りたいと考えております。

（熊倉副座長）

事務局の説明は、【資料６】でもって所属するワーキング以外のあらゆる課題について意見を提出していただける方法を講じているということでございます。

（川崎委員）

川崎でございます。

今ほどの話は、ワーキングで分析検討を行う前に意見をいただくという形になりますよね。事後に意見を述べられる機会もやはり確保していただくということが必要ではないでしょうか。全体のところに報告いただいたところで、また意見交換が行えるというようにしていただくことがよろしいかと思います。

（熊倉副座長）

それを受け止めたこと、よく分からないのですけれども、示された予定の第７回がどういう形でその辺を受け止めてもらえるかというあたりになるかと思いますが、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

第７回のところで報告・確認とありますが、そこで、今、川崎委員がおっしゃったようなことも含めて、第７回で実施していきたいと思います。

（片桐委員）

間違っていたらすみません。これから進んでいくことになると思うのですけれども、機械的に分けられましたよね。５人ずつで、ワーキングの。私は松永委員と一緒のグループに入っているようですけれども、松永委員がおっしゃったように、視覚障がいの方は全体的に感じることがたくさんあるのですけれども、事前に提出しろと言われても、私は読むことも書くことも大変なので、１か月かかって、この会議があったのですけれども、１か月の内、何週間もよく見ないと理解ができないような状況なので、事前に書いてほしいということは、大変な状況です。

このワーキングで五つの分科会に分かれてこれからやられると思うのですけれども、その内容を受けて、あとの４分科会の人にはきちんとまた文書なりが行くと思うのですけれども、それはとても難しいのではないでしょうか。口で言うのと文章では、私は全く違うような気がするのですけれども、それが少し不安なのです。私は途中障がいでなおさら分からないのです。

ワーキンググループに分けるということはいいと思います。100 人いれば 100 人の障がいがあって、その人たち一人ひとりに寄り添っていくのはとてもいいのですけれども、次からは五つの分科会に分かれてやるのですよね。そこが分からないのですけれども。この人数がいなくて、５人ずつで小ホールか何かで分かれて、それによって討議されるのですか。その辺を教えてください。

（事務局）

ワーキングの第１回目は 10 月 17 日を予定していまして、皆様からは、今日お配りしました【資料５】を見ていただいたうえで、ご意見を９月 30 日までに、あと１か月弱ありますが、いただければと考えておりました。

副座長、だいぶそのワーキングの中にも入ってきているので、併せて【資料４】も先に説明させていただいたほうがよろしければ、先にそちらを説明させていただきたいと思います。

（熊倉副座長）

それでは、【資料４】の説明に入っていただきたいと思います。

（事務局）

【資料４】をごらんください。「ワーキンググループによる事例分析について」ということですが、先ほども説明させていただいたとおり、20 人の委員を、５人ずつ四つのグループに分けて、集中的により深く検討していただきたいという趣旨で分けるというものでございます。

先に１枚めくっていただきまして、Ａ３判のものですが、差別事例分析表の見方を説明させていただきたいと思います。これは、本日配付しました【資料５】の見方を説明したものでございます。条文の記載方法は若干変えておりますが、順番や構成は変わっておりませんので、これを使って説明させていただきたいと思います。

まず、この資料は、分野別にホッチキス止めされております。右上に分野を記載しておりますが、この見本では福祉サービス分野となっております。そして、表の左のほうから、障がい特性を考慮しまして、まず、障がい種別ごとに分けてあります。それから募集事例がありまして、その募集事例に対してどういう対応策が考えられるかという部分を太枠で書いてありますが、ここを検討いただきたい、ここについてご意見を頂きたいというものでございます。なお、頂いた募集事例が重複する障がいの方の場合、障がい別に並べてありますので、再掲でその数だけ出てくるということになっております。この太枠を埋めていただくような作業になってくるわけですが、このページの例示としましては、周知・啓発などを記載させていただいております。

その右以降ですが、検討の際の参考として、他都市事例などが参考になるというお話もありましたので、その募集事例に対しまして、差別解消法や他都市の条例ではどういう規定になっているかということをその右側以降に書いてございます。これらを参考にしながら、事例対応策というものを埋めていただければと考えております。

戻りまして、資料の１ページ目ですが、線の中をごらんください。ワーキンググループによる検討の前に、全委員より全分野の事例対応策とその課題について意見を出していただければと思っております。その意見を９月 30 日までに頂きたいと思っていますが、それを、今の【資料５】のところがまだスカスカですので、頂いた意見を落とし込みまして、また改めて正式なものを事前に検討会の前にお送りしようというものでございます。

【資料４】の「２　分析表の見方」を先に説明させていただきまして、「１　事例分析方法」について説明させていただきました。その意見につきましては、先ほどの【資料６】の様式等によってご意見を頂きたいと思っておりますが、その提出方法につきましては、後日、担当から個別にご連絡差し上げて、どういう方法がいいかということを個別に相談させてい

ただきたいと思っております。

今、片桐委員からもスケジュール的なものがきついのではないかというお話がありましたが、１ページ目の「３　差別事例分析スケジュール」でございます。四角囲みになっている下のほうですが、本日、８月 22 日に【資料５】として分析表の並べ替えたものを配付させていただきましたが、それを見ていただきながら何らかの形で、【資料６】などの様式を使いながら、９月 30 日までにご意見を頂きたいと考えております。約１か月弱でございます。その頂いたご意見を、今日お配りした事例分析表の【資料５】に落とし込みまして、10 月７日に皆様に資料を発送したいと考えております。それを基に 10 月 17 日、第５回の検討会で第１回目のワーキングを行っていただければと考えております。

それから、【資料４】の２ページ目でございますが、「ワーキングのグループ編成案」でございます。四つのグループに分けて検討していただくに当たりまして、募集事例の数や類似する分野を考慮しまして、「教育／情報・コミュニケーション」という分野で一つ、それから、「建物・公共交通／住宅」という分野で一つ、「福祉／医療／その他」で一つ、「商品販売・サービス提供／労働」で一つという四つに分けました。また、委員のそれぞれの分野ですとかこれまでのご発言から、表のように５人ずつに割り振りをさせていただきました。

なお、それぞれのグループの進行役、座長ですが、事務局といたしましては、「教育／情報・コミュニケーション」は遁所委員、「建物・公共交通／住宅」については長谷川美香委員に、「福祉／医療／その他」の分野は熊倉委員に、「商品販売・サービス提供／労働」については竹田委員に座長をお願いすることを併せて提案させていただきたいと思います。

（小泉委員）

ワーキンググループという形で分割して、小回りがきくような形でというところは大賛成なのですけれども、分け方自体がこの分野に添って分けているので、その分野における障がいの、例えば、聴覚障がいの石川委員であれば教育に入っているけれども、建物、福祉、医療といったところで話し合うところの現場にいらっしゃらないままワーキンググループという形で進んでいくことになりますよね。逆のほうにして、聴覚障がいですとか難病ですとか、そこを基準にした形で分野について話し合うという形にすると、聴覚障がいを持っていらっしゃる方の困っていることを全部そこで吸い取ることができますよね。分野が先ではなくて、分野は四つ、障がい特性に従った形で検討していく形に持っていって、あと、残りの団体から出ていらっしゃるような委員の方々については、それぞれ割り振っていくという形にできないでしょうか。これだとどうも二度手間のようなところが出てくるのではないかという気がします。実際にその分野にいらっしゃらない方の障がいを持った特性というところが反映されない気がするのですが、いかがでしょうか。

（熊倉副座長）

では、事務局のご意見をお伺いしたいと思います。

（事務局）

小泉委員のおっしゃることは大変分かるというか、非常に重要なご意見だと思います。我々もそういうことは考えてみたのですが、他都市の条例を見たときに障がい別での規定になっていないということが一つと、委員になられている方の中には、例えば、交通の分野ですとか住宅の分野という形で参加というかお願いしている委員もあるものですから、そこは少し悩ましいところで、皆様からご意見を頂ければと思います。

それで、障がいの種類によっては事例が少ないものもあるということがもう一つございます。それともう一つ、分野別で検討する前に、第４回でそれぞれの障がい特性についてまずご理解いただけたらということでの部分を１回設けているということもあって、今回は分野別に分けさせていただいたのですが、委員の方からご意見があればと思います。

（小泉委員）

今、多分そのようにおっしゃるのだろうとは思ったのですが、恐らく、障がい特性のところを１回もしくは２回でやったとしても、特性の理解はできるけれども、その特性に従った形での問題点の掘り下げまでは、多分、無理なのではないかという気がするのです。障がい別に分けるということではなくて、分野別でいいのです。最終的な結論としては分野別に規定を立てていくのはいいのだけれども、その特性に従った問題点を検討する段階では、その全部の分野について、その障がいを持っていらっしゃる方にどういう困りごとがあるのかというところを押さえるためには、別の組み方のほうがいいのではないかという気がするのです。

（長谷川（美）委員）

長谷川美香です。

多分、この膨大な資料をきちんと読んで自分の意見を１か月でまとめようというのが難しいということと、事例が上がっていないことまで思いを馳せてご意見を頂きたいという事務局のお考えは分かるのですけれども、それがとにかく非常にハードルが高く感じているということはあると思います。なおかつ、例えば、災害、防災といったようなことに関しては横断的なことになるわけで、分野横断のようなところが出てくるということも出てきます。そうなると、なかなかタイトな、１か月ごとのスケジュール感の中でやる、本当に果たしてきちんとした建設的な話し合いができるかというところが、私だけではなく、他の委員も恐らく少し不安なのではないかと思います。

まず、今年度中にどうしてもここまではやりますというラインの持ち方は動かせないもの

なのかどうかというところを教えていただいて、その中で、事例の分析が条例作りの土台となるわけなので、丁寧にやりたいという思いがあるというところを酌むとしたら、どのようにできるのかというあたりをお示しいただきたいと思います。お考えがあれば、お聞かせいただければありがたいと思います。

（事務局）

これだけ大事な条例の検討ですので、いつまでにここまでということは、正直持っていないです。本当に必要であれば何回でも検討して進めていきたいと考えています。

（長谷川（美）委員）

そうすると、１か月で一つずつというか、事例の分析がおよそ２回、そして最終回で全体で討議しようという組み立てになっていますけれども、これが多少延びたとしても、回数が増えたとしても別にいいというお考えであるということですね。

もう一つなのですけれども、そうだとしても、事前に全ての意見を述べなくてはならないとなるとかなり難しい、たくさん意見をお持ちの場合は難しいということなので、ある程度進めながら、それを見ながらさらに意見が加わるというような過程もあってもいいということになるのでしょうか。多分、そういうやり取りをしながらたくさん言い合って積み重ねていくようなことがないと、書くことも大変だ、読むことも大変だということの集まりであるからこそ、何かもう少し建設的に話し合いが進むようなやり方を考えてもいいのではないでしょうか。

（熊倉副座長）

あまり有益な発言ができるかどうか分からないのですけれども、１回、２回のワーキンググループをやってみて、その次の回で中間取りまとめになるわけですけれども、それでよしとできるかどうかというのはその時点で考えて、さらに深めるワーキンググループの進め方があるのだとすれば、この次の特性についての勉強会、その次の３回分というのは一応仮押さえしておいて、今、十分掘り下げた検討になっているかどうかという懸念に対してはその時点でもう一度判断をして、場合によっては日程をいじるという方法はあるのでしょうか。また、その時点で、当然、事務局として新しい提案を考えるというか、今、ここで即こうしようという形ではまとめにくいような気がしていますけれども、その辺、いかがでしょうか。

（事務局）

今、いろいろなご意見を頂きました。それで、当面、次回については各障がい種別の特性について、それは共通の認識を持っていただくためにやらせていただきたいと思います。それで、その後どうするかということについては、次回までに我々も、今、お聞きしたように、障がい別に全体の分野について意見を出すような機会もあるだろうし、先ほど言ったように、

文書で出すのも大変だということになればその部分をどうするかという問題もあります。次回については、スケジュールどおりやらせていただく中で、もう一回我々のほうで、今、頂いた意見も含めて、最終的にどうなるか、また我々のこの案でやらせていただきたいということになるかどうかは分かりませんけれども、次回までにその部分をどういうやり方があるか、少し検討させていただきたいということで、お願いしたいと思います。

（事務局）

すみません、事務局です。

次回の障がい特性というのは、皆さまからご了承いただいたということで、このままやらせていただいて、その手法は別としまして、ワーキングをやるということについては、皆様からご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

（熊倉副座長）

では、ワーキンググループという形で掘り下げた検討をする、このやりかたについてだけは、皆さん、特にご異存ないということでしょうか。

では、そのように確認させていただきました。

（事務局）

そのうえで、今ほど小泉委員からありましたように、分野で分けたほうがいいのか障がい別で分けたほうがいいのかというのは、また事務局のほうで検討させていただいて、次回、４回目のときにはまたご相談させていただきたいと思います。

また、中間取りまとめ、このスケジュールというのはあくまでもこちらから示す最短で行われるといいますか、目安でございまして、これに縛られるものではなく、皆様のご意見の中でワーキングの確認にもっと時間が必要だというご意見があれば、中間取りまとめに入るまでにワーキング作業とワーキングの確認に回数をより多く取るということについては全く事務局としては、ぜひ、皆様にいろいろなご意見や闊達な意見交換をしていただければと考えております。

（熊倉副座長）

今のところを確認させていただきますと、条例検討会としての目的達成、そのための組織であるこの検討会の意見は十分に尊重していただいてやっていただけるということだと思います。事務局から提案する最短のスケジュールではあるけれども、これに縛られるということではなくて、その辺は十分皆さんの意見を尊重してやっていくという趣旨だと思いますが、よろしゅうございますか。

（遁所委員）

すみません、せっかくまとまりつつあるところで。

ワーキンググループの構成案のところで、この案でいくということについては了承しました。ただ、もし、実行期間を定めなくて十分議論するということであれば、もう一つワーキンググループを作って、例えば、私は教育ですけれども、もう一つ、福祉も見てみたいということもあるのです。全部見たいのですけれども、少なくとも２か所ずつ各委員がまたシャッフルしてやるということは時間がかかりますか。せっかく福祉の専門家でいらっしゃる川崎委員が福祉のところにいらっしゃらないという、そこだけ見ていて残念だと思います。

それからもう一つ、９月の障がいの特性についてなのですが、７団体が発表されるとなると、ざっとみて 15 分くらいですよね。そのプレゼンというのはどのようにやるのか。プレゼンに慣れていない団体については、それこそまとめる１か月プラスプレゼンで夜も寝られなくなるということが起きるのではないかと思います。そこの進め方をもう少し、後でもいいのですが、７団体にお示しいただければと思います。私としては、またこれも大変ですが、資料として配ってお土産として持ち帰る分と主張したい分で、当事者の方にしゃべっていただくというのがいいのかなと。あと、団体の皆さん、持ち帰っていただいて、団体の事務局がまとめる資料と本人がしゃべりたい 15 分というものを分けてもいいのかなと、いろいろ考えていたものですから、これも事務局の進め方なのですけれども、この２点をお願いします。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。

ワーキンググループとして検討することはいいことだと思います。賛成です。しかし、問題なのは、限られた分野でやるのではなくて、全ての分野でまとめて、グループを別々にして、一つ一つではなくて、まとめて自分のいいたいことを言えるような、ダブってもかまわないので、よく話し合っていけばいいと思います。

検討分野については、各グループともすべて、共通であって欲しいと言う事が私の意見です。限られた分野で検討するのではなく、全て共通分野の中から各グループ毎に必要な分野を取り出して検討する方法がいいのではないでしょうか？

障害者もすべて健聴者と同じ日常生活にいるので、共通の課題があります。つまり、共通の分野テーマで例えば A・B・C・D グループが必要な分野を取り出して検討して、最終的に各グループの代表者が報告？して頂き、その結果、共通の意見や要望があることこそ、それが、本当に私達が望む事だと、同感出来るのでは？と思っています。如何でしょうか？

（熊倉副座長）

確認なのですけれども、ワーキンググループの数は、今の石川委員の提案だといくつくらいをどのように運営していくということでしょうか。

（石川委員）

話し合いの内容によると思います。ともかく、９月 30 日までに提出してほしいというものがありました。それも含めて、前もって皆さんに考えていただければいいと思います。

（熊倉副座長）

ワーキンググループの持ち方について、いろいろな意見が出てまいりました。今、ここまでに確認できていることは、ワーキング形式で検討するというのはいいということでは皆さんご異存がないわけですけれども、問題は、その持ち方をどうするかについて、今、方向性をなかなか一つにできかねるところがあります。

先ほど、事務局からは、次の障がい特性の勉強をするその際に、改めて持ち方を提案するというお話があったと受け止めています。そのところで、皆様のご要望に対してどの程度まで応えているかどうかはともかくとして、事務局としてこれでどうですかという提案が出てくるのだということで、まずは受け止めておいてよろしいでしょうか。

（事務局）

次回、分野別のあり方が、障がい別がいいのか福祉などの分野別がいいのかというご意見など、今の分野でいうと複数の分野の話し合いをしたいというご意見もありました。ワーキングのいいところは、少人数、今、20 人の委員がいらっしゃいますが、少人数になることで深くたくさん発言ができるという利点があるということで、皆さんからワーキングについては了承を得られたと思っておりますので、第５回についてはワーキング形式で検討するという方向です。

その前に、５回目にワーキングをするということになると、９月 30 日までに全分野についてのご意見を頂くことになるのですが、それは事例が変わるわけではないので、どのように並べ替えるかということになると思うのですが、９月 30 日までに全分野についてご意見を頂くことについては、委員の皆様、どうでしょうか。難しいでしょうか。

あと、補足ですが、そこで必ず言い切らなければならないということではなくて、その後もまた意見を言っていただく機会は必ず設けたいと思いますけれども、第５回にワーキングをするにあたっては、１次意見といいますか、いったんそこまでの意見を頂けるものかどうかということなのですけれども。

（熊倉副座長）

各委員からの、【資料６】を通じた意見提出については、やはり、９月 30 日までということで、一応、頂きたいという、まず、そのお話がありました。

それから、これは私の個人的な見解なのですけれども、抽出された事例ではあっても、これだけの数のものに対して、委員が全部意見を出さなければならないということではないと

私は思っております。というのは、自分が携わってきたり、いろいろ分かっていることがあって、これはこういうことを言わなければならないという、こういうところに出ていない、そういうものを拾ったうえで少人数のワーキンググループの中で掘り下げてやってみたいという趣旨だと思うのです。そういう意味で、まず、具体的な提案がどうなるかというのはあれですけれども、次の会のときにその方法の提案がされて、今、グループ分けは若干あれとしても、その方法でまずはやってみたうえで、そして、実際どの程度自分たちの意見が言えたのか、反映されたのかというところを確認する機会があるわけですから、その時点で、そのうえでどうするかという点で考えていくべきではないかという気がいたします。

加われなくなったといっても、文章だけの参加ではあるのですけれども、私たちがいろいろな団体でやっている知見の中で、どうもグループワークというのは８人程度が理想だとか、そのようなことを言われています。そこは司会とか記録とか発表という役割があって、まさに５人から８人くらいというのが理想的なところで、今回もそれは妥当するのだろうということは大勢の方が知っていらっしゃって、賛成されたのだと受け止めております。

少し長くなりまして恐縮ですが、次の会では特性についての勉強会をする。そして、改めてワーキングのやり方について提案をする。それで、意見提出については、一応このスケジュールでやらせていただいてよろしいかという確認が事務局からありました。そういうことで、その辺の確認をしていきたいと思います。前段にありますのは、私たち全体でこういうことで進めていいかということは、検討会としてみんなで考えて進むということ。それは最大の前提になっています。そのうえでこういう話をしています。

ワーキンググループはオーケーという話は先ほど確認できたように思います。９月 30 日までの意見提出といったことで、皆さんが特にこれを見て関心があって言わなければならないという部分については、まさにそう時間をかけずに、やはりそれは意見が出せるものだと思います。そういう意味で、その辺はお願いできるのではないでしょうかということを確認したいということが事務局からありました。意見提出の件の９月 30 日というめどについてはいかがでしょうか。

（長谷川（イ）委員）

長谷川です。

日にちがたくさんあったからといって意見がいろいろ出るというわけでもないので、９月 30 日というのは適当だと思います。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。

それでは、これからは難しい道のりかもしれませんが、お互いに汗をしたいということで、

ワーキンググループでやること、それから意見提出が９月 30 日という点については確認できたということで、先に進みたいと思います。

今の項目で、まず、中間取りまとめについて、目次ということで示されました。内容としてこういう項目が適当なのかとか、追加する項目はあるのか、この辺についてご意見がおありの方は出していただきたいと思います。

（竹田委員）

皆さんが９月 30 日まで出来る限りやってみようというお話、全体の雰囲気だったのでホッとしているところでございます。会としては 170 事例に対して全部コメントしたいという思いもあり、それを９月 30 日まで全部やりきらなければならないと思うと、かなりプレッシャーも感じていたのですが、やれるところまでまずはやってみようというようなスタンスで進めていけるということであると、非常にありがたいと思った次第です。

そのうえでお願いしたいことなのですけれども、【資料６】の意見提出表の様式だと、なかなか、これは書きたいことについて抜粋してやる場合にはこれでいいのですけれども、一応、全事例についてなにがしかのコメントを出したいと思っているので、【資料５】のデータを、エクセルデータだと思うのですけれども、これを頂けると、あとは打ち込むだけなのでありがたいと思っていますので、その辺、お願いできないかと思った次第です。

（事務局）

我々としましても、直接【資料５】に打ち込んでいただけると一番助かりますので、そういうことがもしできれば、そういうことが難しいという方もいらっしゃると思いますので、個別に相談させていただきたいと思います。そういう方向でやりたいと思います。

（川崎委員）

川崎です。

中間取りまとめ案ということなので、どうしようかと思ったのですが、あまりに差別が今は強調されすぎていて、ここの項目の中に虐待が一つ漏れていないかということがあるのです。項目としては、中間取りまとめのところでも虐待の項目、条例に盛るべき事項とするのか、この辺りの取り扱いがあると思うのですが、審議会の作業部会、提言書を拝見してもその辺はしっかりうたわれていますので、これは項目として落とすべきではないと思っております。

あと、日程的なことで戻るのかもしれないのですが、多少延びても差し支えないという心強いお話をいただいたので、申し上げたいと思います。この差別事例の分析を終えたところがいいのか中間取りまとめの案が出たところがいいのか分からないのですが、そもそも、差別解消法、これが動き出して、断片的な情報ですが、国は基本方針を年内に案を作って年度

内に何とかという話も聞こえています。そうすると、このタイミングに合ってくるところがあるのです。そういったものが出たタイミングで、一度この検討会でも俎上に上げるべき項目だと思っています。併せて、事業者に対する対応指針といったものもどうなっていくのか。国の動向と併せて、もう一つ言えば、教育の分野での具体的な内容がどこまで動いていくのか、こういったものをどこかの時点で行政動向のようなことでご報告、ご説明をいただく機会を入れないと、取りまとめというところでピントがずれてしまう可能性もあるので、このタイミングをぜひ計っていただきたいと思います。

（事務局）

今頂いたご意見を参考にしながら、進めたいと思います。

（伊東委員）

今の検討会は条例の内容についての検討だと思うのですけれども、条例を施行したあとのことが大事だということも前回の会議で出されたので、皆さんにお知らせしたいことがあります。１年前まで私は千葉におりまして、お盆休みで千葉に帰ったときに、千葉県のあるろう者の方とお話をする機会がありました。

千葉県では、県の条例ができる前とできた後ではどのような変化がありましたかということをお伺いしてみたのです。そうしましたら、何も変わらないと言われました。行政のほうは主体としてやっていますので、内容は熟知しているでしょうし、いいのですけれども、受け止めるほうとしては、きちんと広まっていないという実態があるのだなということが分かりました。

あとは、船橋市の手話サークルにおりましたときに、八王子市のろう重複障がい施設の施設長の方が講演にいらっしゃって、そのお話を聞いたときに、千葉県の条例の名前が分からないし内容も分からないとおっしゃったのです。障がい者に近い立場にいる方でも条例の内容が分からないということになると、それは困ったことだと思います。内容の検討が一番大事ですけれども、その後どのように市民の皆様に広めていくのかというところの検討はこちらの会議とは別にあるのでしょうか。それともこちらでやるのでしょうか。そういった広め方の検討もとても大事だと思います。

（熊倉副座長）

前回の会議の取りまとめの中にもさまざまな意見が出ました。今のような意見も、まずは記録として、私ども共通に確認しておいたうえで、それで、どういう場面の生かし方があるかについては改めて考えたいと、私は副座長でしかないので、そこまで言うのはどうかとは思うのですけれども、ただ、そうすべきかと思うのですけれども、いかがでしょうか。この辺について、事務局からコメントがあれば、よろしくお願いいたします。

（事務局）

一つの方法として、中間取りまとめの中で、今、頂いたような意見を盛り込むのも一つかと思いますし、検討会の中で周知方法についても検討したいというご意見があれば、それは検討していただくというのも一つの方法だと思います。具体的にどういう方法というところまで検討するのか、それはこういう周知の方法とか、周知についてはより長くというか、永久的にやってもらいたいという意見などを中間取りまとめのほうに入れるということは可能だと思います。

（竹田委員）

今の伊東委員の発言で、私も考えなければならないと思ったのですけれども、条例の検討委員会でありますが、最終的には議会を通らないと駄目なわけですよね。そういう意味では、一生懸命作ったけれども、議員に反対されて潰れるということも可能性としては十分ありうるわけです。だから、その辺のところを考えていくと、私たちがここで議論したことがそのまま回を重ねて形になれば条例になるのだということでは必ずしもないのだということは、まず、私たち委員がまず含んでおかなければならないのではないかと思います。それをそうしないためには、少なくとも市議会議員の方々にはこの条例がどのようなもので、どれだけ大切なものなのかということを私たち委員自身が伝えていく努力も、それぞれの立場の中で、できる範囲でやっていかなければならないのだろうと思います。今回の９月 30 日までの事例の意見に関しても、今、ホームページを見ましたら、ＰＤＦで全部上がっているわけです。そして、公開されているということです。

障がい当事者関係で７団体の方々がこの委員会に入っていらっしゃるわけですけれども、７団体の方々自身が一緒に見て、その中で、中には、例えばそういう形では入っていないですけれども、車いす当事者のために全ての市内の道をバリアフリーにしてほしい、段差をなくしてほしいという意見が出て、そうだそうだという話になった場合に、視覚障がいの方は車道と歩道の段差のきっかけが分からなくていつの間にか車道に出ていたとか、そういう問題もあるわけです。だから、お互いの、今回の作業というのは、障がい当事者が自分の障がいの困難さを語るだけではなくて、他の障がいの当事者の事情を一緒に知る機会にする意味で極めて大事と考えております。

その中で、まさに委員会の中の、先回も出ましたが、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例という、とてもいい名前がついているわけで、そこのところで、我々が 20 名の委員の中に選ばれた中で、毎回どのようなことが啓発、広めるという点でできるのかということは、それぞれの中で考えて、やれる範囲で実践していくべきなのだろうという気がするのです。その中の一つに、一人ひとりの私たちが知らせら

れる範囲の市民に伝えていくことでそれが議員に伝わってという形で、当然のごとく、これだけ市民の注目を得て作られてきたことなのだから、１回は傍聴に行ってみようという議員が、１回、２回と副議長、青木議員が来てくれていましたけれども、それがもっと増えてくだされば、回を重ねるごとの広まりというものもあってほしいという気がします。せっかく市役所全課の課長様も集まっていただいていますし、そういったところで、遅々とした進みでいいから何か広まっている、今回などは傍聴者が一番多いです。これが次回は倍になっているというような形に、どんどんなっていけたらいいなと思っています。

（熊倉副座長）

検討会として、あるいは一人ひとりとして、ここでやっていることを広げることの大切さというような話があったと思いますし、それは伊東委員のお話ともつながる部分だと思います。

本題に戻しますと、今日の検討会については、ワーキングの検討方法を巡って大変幅広い意見が出たわけです。そして、事例対応策の他にワーキンググループとして検討すべきことがあるかというあたりのご意見については、まさに啓発について、広げることについてどう思うかというあたりもありました。

改めて、ワーキンググループで検討すべき、何か具体的なことがらがもしあるのだとすれば、ここでご提案なりご意見をいただきたいと思います。本来のワーキングの他に事例対応策の他にワーキンググループとして検討すべきことがあるかについて、ご意見があればお伺いします。

ワーキンググループを巡る意見でかなり盛り上がって、私の整理もあまりうまくなくて申し訳ないと思っています。それでは、ここまでに固まった方向について確認していきたいと思います。次回は障がい特性についての勉強会風の会議になるということ。それから、ワーキンググループは従来のスケジュールで、とりあえず、そのあと数回はやってみる。そのうえで、なお必要かどうかについてはまた判断する場面もあって、スケジュール的にこれでコンクリートされて縛られるものではないというあたりは確認されました。それから、差別解消法といったことを巡る国の方針の動向、そういった事柄とのつながりも検討会のスケジュールと関連してくるというお話、それを受け止めていかなければならないというやり取りがあったように思います。そして、こういったことの啓発についての興味深い意見があったと思っております。

皆様の意見が出そろったようですので、これで終了したいと思います。

４　その他

（熊倉副座長）

皆様、特に言いたいご意見があれば、発言のお時間はあると思います。どうぞ、おありであれば、ぜひお願いします。

（正道委員）

今回のものとは違うのですけれども、市役所から送られてくるメールなのですが、他の委員の方のアドレスも全部入っていて、それはプライバシーの侵害というか、そういうところに許可を得てから送ってはいなかったように思うのです。今後はなるべく隠すような形で送ってもらいたいと思います。

（白柏委員）

事務的なことの確認なのですけれども、９月 30 日までということで、事例分析における意見提出表ですけれども、百七十いくつの事例があるのですが、これ全てに対してコメントをしていくということなのでしょうか。

（事務局）

これで意見を言えるところが最後ではないので、ざっと見ていただいて、９月 30 日の範囲で頂けるご意見を頂ければと思っております。

（白柏委員）

例えば、私の場合は医療として参加しているわけですけれども、医療のところだけを見るのではなくて、当然、他の部分、意見があればそこは埋めていくという格好ですし、思い当たるものがなければそこは空欄でよろしいということですか。

（事務局）

はい。

（白柏委員）

分かりました。

（事務局）

あと、正道委員のご意見、大変申し訳ございませんでした。次回以降、気をつけたいと思います。

（片桐委員）

先ほど川崎委員から、児童虐待の件でお話があったのですけれども、【資料７】を見せてもらうと、高齢者等あんしん見守り活動のところに障がい者もということが入っているのですけれども、実際に私の住んでいる地域で児童虐待、それから障がい者虐待が起こっているのです。大変なことで、見守りのものでやっていかないと、ただ作っただけでは、こういう

ものを１年かけてやるのですけれども、今、伊東委員がおっしゃったように、成立していざ出発したら何も変わっていなかったということではなくて、地域で子どももお年寄りも障がい者も健常者も本当に見守って、新潟市に住んでよかったと言えるような条例ができるのが私は素晴らしいと思っているのです。埼玉とか八王子、熊本、北海道、いろいろなところの条例に携わった件があるのですけれども、そこもいろいろな試行錯誤をしてやっていると思うのですけれども、そういうところはこういう条例ができた前とあとでは変わっているのかということを私は知りたいと思います。

それと、地域が殺伐としているというか、本当はこういうことは言いたくないのですけれども、私たちのところでは自殺願望、自殺者がとても多いのです。インターネットを見ましたら、曽野木が１位、石山が２位。大変なことなのです。そういうことも含めて、見守り、安心して子どもも障がい者も健常者も、みんな大変な状況になっているので、その辺を、ただ１年かけてこうではなくて、このワーキンググループの中で、時間をかけてもいいからやっていったほうがいいのではないかと私は思います。何でもやってみなければ分かりませんので、やった時点でいろいろなものが出てくると思うので、その時点で考えていったほうがいいと思います。

私も白柏委員がおっしゃったように、170 項目どうやって、これから寝ずに考えていきたいと思うし、この中にもないものがあるのです。災害の問題や虐待の問題や教育の問題、そういうものがなくても書いてもよろしいのでしょうか。

（事務局）

結構です。

（竹田委員）

１点だけ、私の知っている範囲でお伝えさせていただきたいと思います。千葉県の、実際に何も変わらなかったという、ちまたの中の、実際に聞かれた話というものがありますが、実は、６月 16 日に障害者差別をなくす法律・条例を考えるフォーラム 2013 という会議が開かれました。ここで、千葉を中心に条例を作った市町村がほとんど集まって、そこで今までの、作る前と作ったあとのような形の検証などもやられたのです。やはり、千葉は抜きん出ていて、今まで６年間の中で千四百何件の相談事例が上がっていて、千三百九十何件が解決したと。年間で見ると 203 件くらいでしょうか、200 件ベースで相談があって対応して解決に至ったということなのです。他の自治体の報告を聞いていると、２年間で３件とか、そういう自治体も本当に多かったのです。千葉だけが本当に抜きん出て多いのです。その辺のところは、健康福祉千葉方式を含めてフォーラムを本当にまんべんなく地域の中でやっていった中で勝ち得た事例なのかなと思っています。そういう、一方での、とても実現したところ

もあるということを追加で情報として提供したいと思います。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。

（長谷川（イ）委員）

【資料７】なのですけれども、前に、自治会のもので高齢者のあんしん見守りはあるのですけれども障がい者が入っていないということを私が言ったのですけれども、このところに障がい者や子どもというものを入れてもらって、どうもありがとうございました。

（熊倉副座長）

ありがとうございました。

今日は大変難しいというか、皆さんの真剣なご意見を頂きまして、ありがとうございました。意見はほぼ、今日の目的に添ったものについては終わったと考えております。つたない座長で恐縮でございましたが、これで検討会の部分については終了だと考えております。

あと、事務的なところ、その他ご連絡もあるかと思いますので、事務局へお返ししたいと思います。

５　閉会

（司　会）

熊倉副座長、長時間にわたりまして、議事進行ありがとうございました。委員の皆さんも、ご発言いただきましてありがとうございました。

次回は９月 19 日午後７時からの開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、鈴木部長よりあいさつさせていただきます。

（鈴木福祉部長）

長時間にわたり、しかも、少し頭の痛くなるような内容もありましたけれども、活発な議論をいただきまして、大変ありがとうございました。第１回目の会合の際に、委員の皆様からは、せっかく条例を作るならば実効性のある、しかも新潟市の独自性も加えた条例を作ろうという多くの意見を頂きながら、非常に熱い雰囲気の中でこの検討会がスタートしたわけですけれども、今日の議論を聞きながら、皆さん方の熱意だとか、あるいは意欲はいささかも失われていないということを感じまして、非常にうれしく思ったところでございます。

さまざまなご意見を頂きましたので、それについては、皆様の意見交換が十分保障されるという観点から、また、検討しながら、次回、示させていただきたいと思っております。目標が大きくなればなるほど苦労も多いということは当然と言えば当然ですけれども、今回の

スケジュールの変更等につきましても、その目標を達成するための通過点であろうかと思っております。今後もさまざまな問題ですとか検討すべき課題が出てくると思いますが、そういったときには立ち止まったり、あるいは、場合によっては少し戻ってみるということも必要なのではないかと考えております。そういった中で、せっかく条例を作る以上は、意義のある条例制定に向けて頑張っていこうということが大事なことでございまして、委員の皆様方には大変恐縮でございますが、さらなるご尽力をお願いしたいと思っております。

事務局といたしましても、この会の議論が活発になされ、そして、この会の進行が円滑に進むように、今後さらに資料の整理ですとかあるいは情報の提供、このことをしっかり対応してまいりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いしたいと思います。今日は、どうもありがとうございました。

（司　会）

以上をもちまして、第３回条例検討会を終了させていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。